

手術の施設基準に係る院内掲示

期間

令和3年1月～令和3年12月

1 区分1に分類される手術

件

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	20
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	114

2 区分2に分類される手術

件

ア	靭帯断裂形成手術等	108
イ	水頭症手術等	15
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	1
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	3
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3 区分3に分類される手術

件

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4 区分4に分類される手術

件

257

5 その他の区分に分類される手術

件

人工関節置換術	5
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	33
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	20
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	4
不安定狭心症に対するもの	2
その他のもの	38
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	30
不安定狭心症に対するもの	43
その他のもの	168

▲医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術

当データは、1～12月を対象として算出した、施設基準に関わる施行手術件数で、院内掲示が義務付けられているものです。